

南部町介護予防通所介護相当サービス事業実施要綱

平成 29 年 3 月 29 日

健福要綱第 22 号

(目的)

第 1 条 南部町介護予防通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、通所施設に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練等を行うサービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法及び省令の例による。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者（以下「対象者」という。）とする。
なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断した結果、以下のような指定事業者の職員による介護予防通所介護相当サービスの提供が必要と認められた者とする。

(例)

- ・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる者
 - ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者
 - ・介護職員による介助が必要で多様なサービスの利用が難しい者 等
- 2 事業対象者とは65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。但し、日常生活上の支援の実施は必要の範囲内で必ず行うこととする。

(1) 日常生活上の支援（共通的サービス）

ア 入浴、排泄、食事等の介護

- イ 生活等に関する相談及び助言
 - ウ 健康状態の確認
 - エ その他、要支援者及び事業対象者に必要な日常生活上の支援
- (2) 機能訓練（選択的サービス）
- ア 生活機能向上グループ活動サービス
 - イ 運動器の機能向上に資する機能訓練
 - ウ 栄養改善に資する食事相談等
 - エ 口腔機能向上に資する機能訓練

（事業者の実施）

第5条 介護予防通所介護相当サービスは、介護予防通所介護相当サービスを行う者として法第115条の45の3第1項の指定（以下単に「指定」という。）により実施する。

（介護予防通所介護相当サービスの利用の手続）

第6条 第3条の規定に該当する者（以下「対象者」という。）が介護予防通所介護相当サービスを利用しようとするとき（介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して、町長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画を行う地域包括支援センターの職員が行うことができる。

（第1号事業支給費の支給）

第7条 町長は、対象者が指定第1号通所事業者から介護予防通所介護相当サービスの提供を受けたときは、対象者に対し、第1号事業支給費を支給する。

2 第1号事業支給費の額は、次条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額、対象者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で定める額の合計額及び対象者が第1号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合においては、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とするこ

とができる。

- 4 対象者であって、令第29の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第2項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係る第1号事業支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。ただし、当該者が、介護予防通所介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該者に係る合計所得金額は、基準額を下回ったものとみなす。
- 5 対象者であって、令第29の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第2項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係る第1号事業支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。ただし、当該者が、介護予防通所介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該者に係る合計所得金額は、基準額を下回ったものとみなす。
- 6 対象者が指定第1号通所事業者からサービスの提供を受けたときは、町長は、当該対象者が指定第1号通所事業者を支払うべきサービスに要した費用について、第1号事業支給費として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該指定第1号通所事業者を支払うものとする。
- 7 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。
- 8 第1号事業支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき青森県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

（第1号事業費用基準額）

第8条 介護予防通所介護相当サービスに係る費用の額は、次の各号に定めるものを除き、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の例により算定した費用の額とする。

(1) 通所型サービス費

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1月につき16,720円(1,672単位)

事業対象者・要支援2（週2回程度） 1月につき34,280円(3,428単位)

(2) 生活機能向上グループ活動加算 1月につき1,000円(100単位)

(3) 運動器機能向上加算 1月につき2,250円(225単位)

(4) 若年性認知症利用者受入加算 1月につき+所定単位数2,400円(240単位)

(5) 栄養アセスメント加算 1月につき500円(50単位)

(6) 栄養改善加算 1月につき2,000円(200単位)

- (7) 口腔機能向上加算
- ①口腔機能向上加算(Ⅰ) 1月につき1,500円(150単位)
 - ②口腔機能向上加算(Ⅱ) 1月につき1,600円(160単位)
- (8) 選択的サービス複数実施加算
- ①選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
 - 運動器機能向上及び栄養改善 1月につき4,800円(480単位)
 - 運動器機能交涉及び口腔機能向上 1月につき4,800円(480単位)
 - 栄養改善及び口腔機能向上 1月につき4,800円(480単位)
 - ②選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 1月につき7,000円(700単位)
- (9) 事業所評価加算 1月につき1,200円(120単位)
- (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- ①事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1月につき880円(88単位)
 - ②事業対象者・要支援2(週2回程度) 1月につき1,760円(176単位)
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ①事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1月につき720円(72単位)
 - ②事業対象者・要支援2(週2回程度) 1月につき1,440円(144単位)
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- ①事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1月につき240円(24単位)
 - ②事業対象者・要支援2(週2回程度) 1月につき480円(48単位)
- (11) 生活機能向上連携加算
- ①生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度 1月につき1,000円(100単位)
 - ②生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1月につき2,000円(200単位)
- 運動器機能向上加算を算定している場合には、1月につき100単位
- (12) 科学的介護推進体制加算 1月につき400円(40単位)
- (13) 介護職員処遇改善加算
- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき+所定単位×59/1000
 - ②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき+所定単位×43/1000
 - ③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき+所定単位×23/1000
- (14) 介護職員等特定処遇改善加算
- ①介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき+所定単位×12/1000
 - ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき+所定単位×10/1000
- (15) 介護職員等ベースアップ等支援加算 1月につき+所定単位×11/1000

- 注1 利用者の数が利用定員を超える場合 70×100
- 注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 70×100
- 注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5/100
- 注4 事業所と同一建物に居住利用する者に通所サービスを行う場合の減算
 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) -376単位
 事業対象者・要支援2(週2回程度) -752単位
- 注5 (2)、(3)における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象を含む。
- 注6 (13)～(15)について、(1)から(12)までによる算定した単位数の合計。
- 注7 事業所と同一建物に居住利用する者に通所サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- 注8 (14)について、所定単位は(1)から(12)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、(14)①介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。(14)②処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

(支給度額)

第9条 第3条2項に該当する者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。ただし、第1号介護予防支援事業により当該支給限度額を超えたサービスの提供が必要とされた者に係る第1号事業支給費の支給限度額については、要支援2と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

(住所地特例適用被保険者に係る負担金)

第10条 南部町の住所地特例施設に居住する住所地特例適用被保険者に対しては、施設所在地である南部町がサービス提供等を行うこととする。

- 2 当該住所地特例適用被保険者に係る費用に関する保険者市町村から南部町への負担金は、介護保険法施行令第37条の16に定めるところにより、サービス支給費及び第1号介護予防支援事業に係る費用として省令で定める額とする。
- 3 サービス支給費については、住所地特例施設所在地である南部町がサービス支給費を支給した上で保険者市町村が毎月精算する。ただし、保険者市町村が住所地特例施設所在地である南部町の代わりにサービス支給費を支給することにより精算を行う

ことができることとする。これにより、国民健康保険連合会から保険者市町村へ直接サービス支給費を請求し、保険者市町村が支払うことによりサービス支給費の精算は完了する。

(秘密保持等)

第11条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知）を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込むこととする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して南部町が行う調査に協力するとともに、南部町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、南部町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を南部町に報告する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、南部町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入する。

(利用者の責務)

第14条 対象者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに事業者に連絡しなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 町長、地域包括支援センター、事業者は、互いに連携を図る中で、事業の効果的な実施を図るものとする。又、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第16条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現にサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、サービス事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月11日健福要綱第15号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日健福要綱第26号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月21日福介要綱第23号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

南部町介護予防通所介護相当サービスに係る仕様書

本仕様書は「南部町介護予防通所介護相当サービス実施要綱」（以下「要綱という」。）
第17条に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする

（通所介護サービス指定基準）

対象者	○要支援認定者及び事業該当者
サービス提供の考え方	○身体介助が必要なケース ○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース （主治医意見書等にて認知症の診断がある方） ※状況等を踏まえながら、緩和した基準によるサービスの利用を促進
事業の実施方法	○事業者指定
人員基準	・管理者※常勤・専従1以上 ・介護職員～15人に専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 ・生活相談員専従1以上 ・看護職員専従1以上 ・機能訓練指導員1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備基準	・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営基準	・個別サービス計画の作成・秘密保持 ・運営規程等の説明・同意・事故発生時の対応 ・提供拒否の禁止・廃止・休止の届出と便宜の提供等 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理（現行基準と同様）

ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施 (ケアマネジメント A)
個別サービス計画	○必要
計画期間	○介護予防通所介護に準じる
単価	事業対象者・要支援 1・要支援 2(週 1 回程度) 1 月につき1,672単位 事業対象者・要支援 2(週 2 回程度) 1 月につき3,428単位 ※加算減算についてはすべて適用
利用料	○1割相当※一定以上所得者は2～3割相当 ○昼食代は自己負担
給付管理	○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業該当者⇒予防給付の要支援 1 の限度額
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払

※(介護予防通所介護計画の作成)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した介護予防通所介護計画を作成しなければならない。

・ 計画の目標

利用者の状況を把握・分析して、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。

・ 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

具体的なサービスの内容：担当通所介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。

① 介護予防通所介護計画は、ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。

② サービス提供責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

③ サービス提供責任者は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付しなければならない。

④ サービス提供責任者は、計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

(その他)

アセスメント結果、介護予防通所介護計画等の個人情報に関する取扱いについて十分に配慮し、利用者への説明、同意を得るものとする。

(留意事項)

- ・新しく事業の対象となる者については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による多様なサービスの利用を促すこと。
- ・一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討すること。